

政令第二十六号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和四年二月一日とする。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

令和四年一月十九日

御名
御璽

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

令和四年一月十九日

御名 御璽

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第十八条、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条、第三十条の二及び第三十三条第三項（同法第百八十八条第二項、第三百十九条第二項及び第三百二十条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十九条第二項及び第三百二十条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六十六条第二項（同法第百八十八条第二項、第三百十九条第二項及び第三百二十条第二項において準用する場合を含む。）、第三百八十八条第二項（同法第百八十八条第二項、第三百十九条第二項及び第三百二十条第二項において準用する場合を含む。）、第三百九十八条第二項（同法第百八十八条第二項、第三百十九条第二項及び第三百二十条第二項において準用する場合を含む。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）附則第十条第一項並びに同条第二項の規定により読み替えられた同法第五十五条及び第三百四十四条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

第二十二条 国の開設する病院又は診療所については、法第百七条から第百十一条まで及び第百十三条から第百二十八条までの規定は、適用しない。

第二十三条 第四条の四の規定の適用については、当分の間、同条中「又は第二十九条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十九条第一項から第三項まで、第百十一条又は第三百二十六条」とする。

2 前項の規定により第四条の四の規定を読み替えて適用する場合における第四条の五の規定の適用については、同条の表前条の項中「前条」とあるのは「第十三条第一項の規定により読み替えられた前条」と、「又は第二十九条第一項から第三項まで」とあるのは「第二十九条第一項から第三項まで、第百十一条又は第三百二十六条」とする。

第二十四条 法第百十三条第三項第二号（法第百十五条第四項（法第百十八条第二項、第三百十九条第二項及び第三百二十条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六十六条第二項（法第百八十八条第二項、第三百十九条第二項及び第三百二十条第二項において準用する場合を含む。）、第三百八十八条第二項（法第百八十八条第二項、第三百十九条第二項及び第三百二十条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三十五条规定第一項、第三十六条第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十七条第一項及び第四項並びに第三百四十四条第三項の規定（これらの規定（同法第二十四条並びに第三十七条第一項及び第四項を除く。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第二項の規定により適用する場合を含む。）

二 最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）第四条第一項の規定

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の二条を加える。

（介護老人保健施設及び介護医療院に関する読み替え）

第七条の二 法附則第十条第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

医療法の規定中 読み替える規定	読み替える字句
第一百十一条	第一百七条
第一百七条	読み替える字句
介護保険法附則第十条第一項において準用する第百七条	読み替える字句

内閣総理大臣 岸田 文雄

第百八条第一項

同項において準用する第百八条第一項

同条第二項ただし書

同法附則第十条第一項において準用する第百八条第二項ただし書

同条第八項

同法附則第十条第一項において準用する第百八条第八項

同条第六項

同法附則第十条第一項において準用する第百八条第六項

第百十二条

第百八条から第百十条まで

第百八条第一項

同法附則第十条第一項において準用する第百八条第一項

第百十条第一項本文

同法附則第十条第一項において準用する第百十条第一項本文

2

第三十六条及び第三十七条の二の規定の適用については、当分の間、第三十六条中「第百五条」とあるのは「附則第十条第二項の規定により読み替えられた法第百五条」と、「第三十条」とあるのは「第百二十七条の規定により読み替えられた第三十条」と、「又は第二十九条第一項若しくは第三項」とあるのは、「第二十九条第一項若しくは第三項、第百十一条又は第百二十一条」と、「又は第百四条第一項」とあるのは「若しくは第百四条第一項又は同法附則第十条第一項において準用する第百十一条」と、「第三十七条の二中「第百十四条の八」と、「又は第百二十四条の八」とあるのは「附則第十条第二項の規定により読み替えられた法第百十四条の八」と、「第三十条」とあるのは「第百二十七条の規定により読み替えられた第三十条」と、「又は第二十九条第一項若しくは第三項」とあるのは「第一、第二十九条第一項若しくは第三項、第百十一条又は第百二十四条の六第一項」とあるのは「若しくは第百十四条の六第一項又は同法附則第十条第一項において準用する第百十一条」に改める。

(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第三条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条及び第六条中「附則第十一条第三項」を「附則第十二条第三項」に改める。

附則第七条(見出しを含む)及び第八条(見出しを含む)中「附則第十一条第八項」を「附則第十二条第八項」に改める。

附則第九条及び第十条中「附則第十二条第三項」を「附則第十三条第三項」に改める。

附則第十三条中「附則第十三条第三項」を「附則第十四条第三項」に改める。

附則第十四条中「附則第十四条第三項」を「附則第十五条第三項」に改める。

(良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正)
第四条 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(令和三年政令第三百一号)の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」を削り、同条を第二条とし、同条の前に次の二条を加える。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第三条第二項の規定により改正法第二条の規定による改正後の医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この条において「第五号新医療法」という。)第七条第一項の規定の例による指定を受けた者は、改正法附則第一条规定第五号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第五号施行日」という。前においても、第五号新医療法第百十条及び第百十八条第三項の規定の例により、厚生労働大臣の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第五号施行日において第五号新医療法第百十条又は第百十八条第三項の規定によりされたものとみなす。)

本則に次の二条を加える。

(労働時間短縮計画の作成に関する経過措置の適用に係る特例)

第四条 国の開設する病院又は診療所については、改正法附則第四条の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第五条 改正法附則第十条の規定によりその例によることとされる改正法第三条の規定による改正後の医療法第百二十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第四条の規定(次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)公布の日

二 第四条中良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令本則に二条を加える改正規定(同令第四条に係る部分に限る。)良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和四年二月一日)を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令本則に二条を加える改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)令和四年四月一日

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

○厚生労働省令第七号
良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和四年一月十九日

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

厚生労働大臣 後藤 茂之

目次

- 第一章 関係省令の整備（第一条～第七条）
第二章 経過措置（第八条）

附則

第一章 関係省令の整備

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

		附 則		
			改	正
				後
		（指定の申請）		
		第六十一条 法第百七条第一項の規定により医療機関勤務環境評価センター（同項に規定する医療機関勤務環境評価センターをいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。		
	1	一 名称及び住所並びに代表者の氏名		
	2	二 評価等業務（法第百十二条第一項に規定する評価等業務をいう。以下同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地		
	3	三 評価等業務を開始しようとする年月日		
	2	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。		
	1	一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。		
	2	二 評価等業務の実施に関する計画		
	3	三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類		
	4	四 役員の氏名及び経歴を記載した書類		
	5	五 評価等業務の実施に関する計画		

評価等業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

		附 則		
			改	正
				前
		（新設）		
		（傍線部分は改正部分）		

(指定の基準)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第百七条第一項の指定を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

二 法第百二十二条第一項の規定により法第百七条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 役員のうちに第一号に該当する者又は法第百二十二条第一項の規定により法第百七条第一項の指定を取り消された法人において、その取消しのときにその役員であつた者であつて、その取消しの日から二年を経過しない者がある者

第六十三条 厚生労働大臣は、法第百七条第一項の指定の申請があつた場合には、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 営利を目的とするものでないこと。

二 評価等業務を行つことを当該法人の目的の一部としていること。

三 評価等業務を行つることによつて評価等業務の運営が公正になるおそれがないこと。

四 評価等業務を全国的に、及び適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること。

五 評価等業務の実施について利害関係を有しないこと。

六 評価等業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて評価等業務の運営が公正になるおそれがないこと。

七 役員の構成が評価等業務の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 評価等業務について専門的知識又は識見を有する委員により構成される委員会を有すること。

九 前号に規定する委員が評価等業務の実施について利害関係を有しないこと。

十 公平かつ適正な評価等業務を行ふことができる手続を定めていること。

(名称等の変更の届出)

第六十五条 法第百八条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理を行うための体制

二 当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組

三 第一号の体制の運用状況及び前号の取組の成果

四 前三号に掲げるもののほか、当該病院又は診療所の勤務環境に関する事項

(評価事項)

第六十六条 都道府県知事は、法第百十一条第一項の規定により、法第百九条の規定により通知された評価の結果の要旨について、当該評価の結果の通知を受けてからおおむね一年以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(評価結果の公表)

(医療機関勤務環境評価センターの業務の一部委託の承認の申請)

第七十二条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十七条第一項の規定により評価等業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 委託を必要とする理由

二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

三 委託しようとする評価等業務の範囲

四 委託の期間

(評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請)

第七十三条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十八条第三項の規定により評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

(帳簿の保存)

第七十四条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十九条の規定により、法第八条第一項第一号の規定による評価の実施ごとに、次項に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。

2 法第百十九条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1 法第八条第一項第一号の規定による評価の実施年月日

二 前号の評価の結果の概要

第二条 医療法施行規則の一部を次の表のように改正する。

		附 則			
		（医師の労働時間の状況の把握等）		改	正
				後	
第六十一条	病院又は診療所の管理者は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況を把握しなければならない。				
2	病院又は診療所の管理者は、前項に規定する方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、三年間保存するための必要な措置を講じなければならない。				
3	病院又は診療所の管理者は、毎月一回以上、一定の期日を定めて当該病院又は診療所に勤務する医師が面接指導対象医師（法第八条第一項に規定する面接指導対象医師をいう。以下同じ。）及び同条第六項の措置の対象者に該当するかどうかの確認を行わなければならない。				
	(面接指導対象医師の要件)				
第六十二条	法第八条第一項の厚生労働省令で定める面接指導対象医師の要件は、医業に従事する医師（病院又は診療所に勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者及び船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第一項に規定する船員である医師を除く。）に限る。）であつて、労働時間を延長して労働させ、及び休日に労働させる時間（以下「一時間外・休日労働時間」という。）が一箇月について百時間以上となることが見込まれることであることとする。				

		附 則			
		（新設）		改	正
				前	

(傍線部分は改正部分)

(新設)

		附 則			
		（新設）		改	正
				前	

(面接指導の実施方法等)

第六十三条 病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師に対し、次に掲げる事項を確認し、

時間外・休日労働時間が一箇月について百時間に達するまでの間に面接指導（法第百八条第一項に規定する面接指導をいう。以下同じ。）を行わなければならない。ただし、特定地域医療提供機関（法第百十三条第一項に規定する特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（法百十条において「特定地域医療提供医師」という。）、連携型特定地域医療提供機関（法第百十八条第一項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）から他の病院又は診療所に派遣される医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。）第百十条において「連携型特定地域医療提供医師」という。）、技能向上集中研修機関（法第百十九条第一項に規定する技能向上集中研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「技能向上集中研修医師」という。）及び特定高度技能研修機関（法第二十条第一項に規定する特定高度技能研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「特定高度技能研修医師」という。）以外の面接指導対象医師について、当該確認の結果、疲労の蓄積が認められない場合は、病院又は診療所の管理者は、当該面接指導対象医師に対し、時間外・休日労働時間が一箇月について百時間に達するまでの間に、又は百時間以上となつた後遅滞なく面接指導を行うものとする。

- 一 当該面接指導対象医師の勤務の状況
- 二 当該面接指導対象医師の睡眠の状況
- 三 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- 四 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況
- 五 面接指導を受ける意思の有無

(面接指導における確認事項)

第六十四条 面接指導実施医師（法第二十条第一項に規定する面接指導実施医師をいう。以下同じ。）は、面接指導を行うに当たつては、面接指導対象医師に対し、次に掲げる事項について確認を行ふものとする。

- 一 当該面接指導対象医師の勤務の状況
- 二 当該面接指導対象医師の睡眠の状況
- 三 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- 四 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

(面接指導実施医師の要件)

第六十五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める面接指導実施医師の要件は、次のとおりとする。

一 面接指導対象医師が勤務する病院又は診療所の管理者でないこと。

二 医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了していること。（医師の希望する面接指導実施医師による面接指導の証明）

第六十六条 法第二十条第一項ただし書の書面は、当該面接指導対象医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 面接指導の実施年月日

二 当該面接指導対象医師の氏名

三 面接指導を行つた面接指導実施医師の氏名

(新設)

(新設)

(新設)

<p>3 第七十一条 病院又は診療所の管理者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、第六十四条各号に掲げる事項、第六十六条各号に掲げる事項、法第一百八条第四項の規定により聴取した面接指導実施医師の意見並びに同条第五項及び第六項の規定による措置の内容を記載したものでなければならぬ。</p> <p>1 病院又は診療所の管理者は、第一項の記録の作成を電磁的記録を使用して行う場合は、当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。</p>	<p>第六十九条 法第一百八条第五項の措置は、当該病院又は診療所の管理者がその必要があると認めるとときは、遅滞なく行わなければならない。</p> <p>(労働時間の状況が特に長時間である面接指導対象医師に講ずべき措置)</p> <p>第七十条 法第一百八条第六項の厚生労働省令で定める要件は、時間外・休日労働時間が一箇月について百五十五時間を超えた者であることとする。</p> <p>2 法第一百八条第六項の措置は、面接指導対象医師が前項の要件に該当した場合は、遅滞なく行わなければならない。</p> <p>(面接指導結果の記録の作成及び保存)</p>	<p>（新設）</p>
<p>第六十七条 法第一百八条第三項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>1 面接指導対象医師の氏名及び当該面接指導対象医師の第六十三条各号に掲げる事項に関する情報</p> <p>2 (面接指導実施医師に対する情報の提供)</p>	<p>4 当該面接指導対象医師の睡眠の状況</p> <p>5 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況</p> <p>6 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況</p> <p>7 (面接指導実施医師に対する情報の提供)</p>	<p>（新設）</p>
<p>第六十八条 面接指導（法第一百八条第二項ただし書の場合において当該面接指導対象医師が受けたものを含む。第七十一条において同じ。）の結果に基づく法第一百八条第四項の規定による面接指導実施医師からの意見聴取は、当該面接指導が行われた後（同条第二項ただし書の場合については、当該面接指導対象医師が当該面接指導の結果を証明する書面を病院又は診療所の管理者に提出した後）、遅滞なく行わなければならない。</p> <p>(面接指導対象医師に講すべき措置)</p>	<p>第六十九条 法第一百八条第五項の措置は、当該病院又は診療所の管理者がその必要があると認めるとときは、遅滞なく行わなければならない。</p> <p>(労働時間の状況が特に長時間である面接指導対象医師に講ずべき措置)</p>	<p>（新設）</p>
<p>第七十条 法第一百八条第六項の厚生労働省令で定める要件は、時間外・休日労働時間が一箇月について百五十五時間を超えた者であることとする。</p> <p>2 法第一百八条第六項の措置は、面接指導対象医師が前項の要件に該当した場合は、遅滞なく行わなければならない。</p> <p>(面接指導結果の記録の作成及び保存)</p>	<p>第七十一条 病院又は診療所の管理者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、第六十四条各号に掲げる事項、第六十六条各号に掲げる事項、法第一百八条第四項の規定により聴取した面接指導実施医師の意見並びに同条第五項及び第六項の規定による措置の内容を記載したものでなければならぬ。</p> <p>3 病院又は診療所の管理者は、第一項の記録の作成を電磁的記録を使用して行う場合は、当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

4

病院又は診療所の管理者は、第一項の記録の保存を電磁的記録を使用して行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

三 病院又は診療所の管理者が、前項の電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

（法第百八条第八項の厚生労働省令で定める要件）

第七十二条 法第百八条第八項の厚生労働省令で定める要件は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）附則第十九条の規定により行われるものであることとする。

（対象医師の要件）

第七十三条 法第百十条第一項の厚生労働省令で定める要件は、第六十二条の医業に従事する医師であつて、労働時間の状況が次に掲げるいずれかの要件に該当する者であることとする。

一 一年について労働時間を延長して労働させる時間が七百二十時間を超えることが見込まれること。

二 一箇月について労働時間を延長して労働させる時間が四十五時間を超える月数が一年について六箇月を超えることが見込まれること。

（法第百十条第一項の厚生労働省令で定める業務の開始）

第七十四条 法第百十条第一項の厚生労働省令で定める業務の開始（第七十六条及び第七十七条第二項において単に「業務の開始」という。）は、事前に予定された業務の開始とする。

（法第百十条第一項本文の継続した休息時間の確保方法）

第七十五条 法第百十条第一項本文の厚生労働省令で定める時間は、次に掲げるいずれかの時間とする。

一 二十四時間

二 四十六時間

第七十六条 法第百十条第一項の継続した休息時間は、次に掲げるいずれかの方法により確保するよう努めなければならない。

一 業務の開始から前条第一号に掲げる時間を経過するまでに、九時間の継続した休息時間を確保すること。

二 業務の開始から前条第二号に掲げる時間を経過するまでに、十八時間の継続した休息時間を確保すること。

（新設）

2 法第百十条第一項ただし書の宿日直勤務を確保すること（対象医師（法第百十条第一項に規定する対象医師をいう。次条第二項及び第七十九条において同じ。）を宿日直勤務（法第百十条第一項ただし書の宿日直勤務（以下「特定宿日直勤務」という。）を除く。）に従事させる場合であつて、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。）

（法第百十条第一項ただし書の宿日直勤務）

第七十七条 法第百十条第一項ただし書の厚生労働省令で定める時間は、二十四時間とする。

2 法第百十条第一項ただし書の対象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、業務の開始から前項の時間を経過するまでに、当該対象医師を特定宿日直勤務に継続して九時間従事させる場合とする。

（新設）

（新設）

(継続した休息時間を確保しなかつた場合の休息時間の確保)

第七十八条 法第百十条第二項の相当する時間の休息時間は、当該休息時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に確保するよう努めなければならない。

(特定宿日直勤務中に労働させた場合の必要な休息時間の確保)

第七十九条 病院又は診療所の管理者は、法第百十条第三項の規定により、特定宿日直勤務中に労働させた対象医師に対し、必要な休息時間を確保する場合は、当該特定宿日直勤務の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう努めなければならない。

(特定地域医療提供機関の指定に係る業務)

第八十条 法第百十三条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所について、それぞれ当該各号に掲げる業務であつて、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるものとする。

一 救急医療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣が定めるもの 救急医療の提供に係る業務

二 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所 居宅等における医療の提供に係る業務

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所 当該機能に係る業務

(特定地域医療提供機関の指定の申請)

第八十一条 法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) 管理者の氏名
- 二 当該病院又は診療所の名称
- 三 当該病院又は診療所の所在の場所
- 四 法第百十三条第一項の指定に係る業務の内容
- 五 法第百十三条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 1 法第百十三条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 法第百十三条第一項の指定に係る業務があることを証する書類
 - 二 法第百十三条第二項第二号の要件を満たすことを証する書類
 - 三 法第百十三条第二項第三号の要件を満たすことを誓約する書類
 - 四 法第百三十二条の規定により通知された法第百三十一条第一項第一号の評価の結果を示す書類

(労働時間短縮計画の案の要件等)

- 一 第八十二条 法第百十二条规定第一号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。
 - 一 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。

(新設)

二 次に掲げる事項が全て記載されていること。

イ 当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況

ロ 当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標

ハ 当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項

二 イからハまでに掲げるもののほか当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる

医師の労働時間の短縮に関する事項

2 法第百十三条第三項第三号の法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものは、当該病院又は診療所の管理者が令第十四条に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十五条の二第一項に違反する行為を含む。以下この項において「違反行為」という。）をした場合であつて、当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百三条第一項（同法第二百二十九条及び第二百十六条において準用する場合を含む。若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付（以下この項において「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われたものであつて、法第百十三条第一項の指定の申請時ににおいて、当該送致等の日から起算して一年を経過していないものとする。

（特定地域医療提供機関の指定の公示）

第八十三条 法第百十三条第六項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特定地域医療提供機関の指定の更新）

第八十四条 法第百十五条第四項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、第八十二条第一項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間満了日とする。

2 法第八十条、第八十一条第二項、第八十二条及び第八十三条の規定は、法第百十五条第四項において法第百十三条第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

（特定地域医療提供機関の指定に係る業務の変更等）

第八十五条 法第百十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、当該特定地域医療提供機関が提供する法第百十三条第一項各号に掲げる医療の変更に伴う同項に規定する業務の内容の変更その他当該業務の重要な変更以外のものとする。

2 特定地域医療提供機関の管理者は、法第百十六条第一項後段の規定により評価を受けようとするときは、第百二十四条各号に掲げる事項について評価を受けなければならない。

3 法第百十六条第二項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、

第八十二条第一項各号に掲げる事項、変更しようとする事項及び変更の理由とする。

4 法第八十条第二項、第八十二条及び第八十三条の規定は、法第百十六条第二項において法第一百十三条第二項、第三項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

（特定地域医療提供機関の指定の取消しの公示）

第八十六条 法第百十七条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

(連携型特定地域医療提供機関の指定に係る医師の派遣)

第八十七条 法第一百八条第一項の医師の派遣は、当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものであつて、当該派遣を行うことによつて当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるものとする。

(法第一百八条第二項において準用する法第一百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項等)

第八十八条 法第一百八条第二項において準用する法第一百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 管理者の氏名

三 当該病院又は診療所の名称

四 当該病院又は診療所の所在の場所

2 法第一百八条第二項において準用する法第一百十三条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第一百八条第一項の指定に係る派遣の実施に関する書類

二 法第一百八条第二項において準用する法第一百十三条第三項第三号の要件を満たすことを証する書類

三 法第一百八条第二項において準用する法第一百十三条第三項第三号の要件を満たすことと誓約する書類

四 法第一百三十二条の規定により通知された法第一百三十一条第一項第一号の評価の結果を示す書類

(法第一百八条第二項において準用する法第一百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件等)

第八十九条 法第一百八条第二項において準用する法第一百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件は、第八十二条第一項各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

2 法第八十二条第二項の規定は、法第一百八条第二項において準用する法第一百十三条第三項第三号に規定する法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものについて準用する。この場合において、第八十二条第二項中「第一百十三条第一項」とあるのは、「第一百八条第一項」と読み替えるものとする。

(法第一百八条第二項において準用する法第一百十三条第六項の規定による公示)

第九十条 法第一百八条第二項において準用する法第一百十三条第六項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(法第一百八条第二項において準用する法第一百十五条第一項の規定による指定の更新)

第九十一条 法第一百八条第二項において準用する法第一百十五条第四項において準用する法第一百三十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、第八十八条第一項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間の満了日とする。

2 法第一百八条第二項、第八十九条及び第九十条の規定は、法第一百八条第二項において準用する法第一百五十五条第四項において準用する法第一百三十三条第一項から第三項まで及び第六項における指定の有効期間の満了日とする。

(新設)

(新設)

(法第百十八条第二項において準用する法第百十六条第一項の規定による業務の変更等)

第九十二条 法第百十八条第二項において準用する法第百十六条第一項の厚生労働省令で定める

軽微な変更は、法第百十八条第一項の派遣をされる医師の派遣先の病院又は診療所の変更その他該連携型特定地域医療提供機関における同項の派遣を行う機能の変更を伴わない変更とする。

2 | 連携型特定地域医療提供機関の管理者は、法第百十八条第二項において準用する法第百十六

条第一項後段の規定により評価を受けようとするときは、第百二十四条各号に掲げる事項について評価を受けなければならない。

3 | 法第百十八条第二項において準用する法第百十六条第二項において準用する法第百十三条第

二項の厚生労働省令で定める事項は、第八十八条第一項各号に掲げる事項、変更しようとする

事項及び変更の理由とする。

4 | 第八十八条第二項、第八十九条及び第九十条の規定は、法第百十八条第二項において準用す

る法第百十六条第二項において法第百十三条规定による公示は、イ

ンターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(法第百十八条第二項において準用する法第百十七条第三項の規定による公示)

第九十三条 法第百十八条第二項において準用する法第百十七条第三項の規定による公示は、イ

ンターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第九十四条 法第百十九条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修に係る業務で

あつて、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要がある

ると認められるもの

二 医師法第十六条の十一第一項の研修を行う病院又は診療所 当該研修に係る業務であつ

て、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知識及び技能を修得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要がある

と認められるもの

(法第百十九条第二項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項等)

第九十五条 法第百十九条第二項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 管理者の氏名
当該病院又は診療所の名称

三 四 法第百十九条第一項の指定に係る業務の内容
法第百十九条第一項の指定に係る業務の内容

五 法第百十九条第二項において準用する法第百十三条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第百十九条第一項の指定に係る業務があることを証する書類
二 法第百十九条第二項において準用する法第百十三条规定による公示を満たすことを証する書類
する書類

三 法第百十九条第二項において準用する法第百十三条第三項第三号の要件を満たすことを誓約する書類
四 法第百三十二条の規定により通知された法第百三十一条第一項第一号の評価の結果を示す書類
(法第百十九条第二項において準用する法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件等)
一 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。
二 次に掲げる事項が全て記載されていること。
イ 第八十二条第一項第二号に掲げる事項
ロ 医師法第十六条の二第一項の臨床研修又は同法第十六条の十一第一項の研修を効率的に行うための取組に関する事項
二 第八十二条第二項の規定は、法第百十九条第二項において準用する法第百十三条第三項第三号に規定する法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものについて準用する。この場合において、第八十二条第一項中「第百十三条第一項」とあるのは「第百十九条第一項」と読み替えるものとする。
(法第百十九条第二項において準用する法第百十五条第一項の規定による指定の更新)
三 第九十七条 法第百十九条第二項において準用する法第百十三条规定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(法第百十九条第二項において準用する法第百十五条第一項の規定による指定の更新)
四 第九十八条 法第百十九条第二項において準用する法第百十五条第四項において準用する法第百十三条第三項の厚生労働省令で定める事項は、第九十五条第一項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間の満了日とする。
(法第百十九条第二項において準用する法第百十五条第四項において法第百十三条规定から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合について準用する。
五 第九十四条、第九十五条第二項、第九十六条及び第九十七条の規定は、法第百十九条第二項において準用する法第百十五条规定から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合について準用する。
六 第九十九条 法第百十九条第二項において準用する法第百十六条规定による業務の変更等)
七 軽微な変更は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める変更その他法第百十九条第一項に規定する業務の重要な変更以外のものとする。
一 法第百十九条第一項第一号に掲げる病院 同項第一号に掲げる病院としての同項に規定する業務の追加
二 法第百十九条第一項第二号に掲げる病院 同項第一号に掲げる病院としての同項に規定する業務の追加
八 技能向上集中研修機関の管理者は、法第百十九条第二項において準用する法第百十六条规定の規定により評価を受けようとするときは、第一百二十四条各号に掲げる事項について評価を受けなければならない。
九 法第百十九条第二項において準用する法第百十六条第二項において準用する法第百十三条第二項後段の規定により評価を受けようとするときは、第一百二十四条各号に掲げる事項について評価を受けなければならない。
十 法第百十九条第二項において準用する法第百十六条第二項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、第九十五条第一項各号に掲げる事項、変更しようとする事項及び変更の理由とする。

(新設)

4	第九十五条第二項、第九十六条及び第九十七条の規定は、法第百十九条第二項において準用する法第百十六条第二項において準用する法第百十三条第二項、第三項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。	
第五百一十九条第二項において準用する法第百十七条第三項の規定による公示)	(法第百十九条第二項において準用する法第百十七条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	
第五百二十条第一項の指定に係る業務等)	(特定高度技能研修機関の指定に係る業務等)	
第五百一条 法第百二十条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる事項を記載した同項の高度な技能を修得するための研修に関する計画(次項において「技能研修計画」という。)が作成された者であつて、当該技能の修得のための研修を受けることが適當であることについて厚生労働大臣の確認を受けた者であることとする。	（新設）	
第五百二十二条 当該研修において修得しようとする技能に係る法第百二十条第一項の特定分野に関する事項	（新設）	
第五百二十三条 当該技能の内容に関する事項	（新設）	
第五百二十四条 前三号に掲げるもののほか、当該技能の修得に関する事項	（新設）	
第五百二十五条 前項の確認を受けようとする医師は、氏名、生年月日並びに医籍の登録番号及び登録年月日を記載した申請書に技能研修計画を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。	（新設）	
第五百二十六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、第一項の確認に係る事務の全部又は一部を、法第百二十二条の厚生労働省令で定める者に委託することができる。	（新設）	
第五百二十七条 法第百二十条第一項の厚生労働省令で定めるものは、同項の高度な技能を修得するための研修に係る業務であつて、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるものとする。	（新設）	
第五百二十八条 法第百二十条第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（新設）	
第五百二十九条 一 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) 二 管理者の氏名	（新設）	
第五百三十条 一 当該病院又は診療所の名称 二 管理者の氏名	（新設）	
第五百三十一条 一 当該病院又は診療所の所在の場所 二 管理者の氏名	（新設）	
第五百三十二条 一 当該病院又は診療所において行う法第百二十条第一項の高度な技能を修得するための研修の内容及び実施体制	（新設）	
第五百三十三条 一 前号に掲げるもののほか、当該研修の実施に関し必要な事項	（新設）	
第五百三十四条 一 法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項等)	（新設）	
第五百三十五条 一 法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) 二 管理者の氏名	（新設）	
第五百三十六条 一 当該病院又は診療所の名称 二 管理者の氏名	（新設）	
第五百三十七条 一 当該病院又は診療所の所在の場所 二 管理者の氏名	（新設）	
第五百三十八条 法第百二十条第一項の指定に係る業務の内容	（新設）	

(新設)

法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 法第百二十条第一項の指定に係る業務があることを証する書類
 - 2 法第百二十条第一項の確認を受けたことを証する書類
 - 3 法第百二十条第三項において準用する法第百十三条第三項第一号の要件を満たすことを証する書類
 - 4 法第百二十条第二項において準用する法第百十三条规定第三号の要件を満たすことを誓約する書類
 - 5 法第百三十二条の規定により通知された法第百三十一条第一項第一号の評価の結果を示す書類
- (法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件等)
- 第百三条** 法第百二十条第一項において準用する法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件は、第八十二条第二項各号に掲げる要件を全て満たすこととする。
- 2 | 第八十二条第二項の規定は、法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第三号に規定する法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものについて準用する。この場合において、第八十二条第二項中「[法第百十三条第一項]とあるのは「[法第百二十条第一項]」と読み替えるものとする。
- (法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第六項の規定による指定の更新)
- 第百四条** 法第百二十条第二項において準用する法第百十五条第四項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (法第百二十条第二項において準用する法第百十五条第一項の規定による指定の更新)
- 第百五条** 法第百二十条第二項において準用する法第百十五条第四項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、第一百二条第一項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間の満了日とする。
- 2 | 第百一条、第二百二条第二項、第三百三条及び第四百四条の規定は、法第百二十条第二項において準用する法第百十五条第四項において法第百十三条规定第三項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合について準用する。
- (法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項の規定による業務の変更等)
- 第百六条** 法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、法第百二十条第一項の指定に係る同項の特定分野の変更に伴う同項に規定する業務の内容の変更その他当該業務の重要な変更以外のものとする。
- 2 | 法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項前段の規定による変更後の法第百二十条第一項に規定する業務に従事する医師は、第一百一条第一項から第三項までの規定の例により同条第一項の厚生労働大臣の確認を受けなければならない。
- 3 | 特定高度技能研修機関の開設者は、法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項前段の規定により承認を受けようとするときは、当該変更後の業務に係る法第百二十条第一項の特定分野における高度な技能の修得のための研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けなければならない。
- 4 | 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の確認に係る事務の全部又は一部を、法第百二十条第二項の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

6 | 5 | 第百一条第五項の規定は、第三項の確認について準用する。

特定高度技能研修機関の管理者は、法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項後段の規定により評価を受けようとするときは、第一百二十四条各号に掲げる事項について評価を受けなければならない。

7 | 法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第二項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、第百二条第一項各号に掲げる事項、変更しようとする事項及び変更の理由とする。

8 | 第百二条第二項、第百三条及び第百四条の規定は、法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第二項において法第百十三条第二項、第三項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第百二条第二項第一号中「法第百二十条第一項」とあるのは、「第百六条第三項」と読み替えるものとする。

9 | 特定高度技能研修機関の指定に係る業務に新たに従事する医師は、第一百一条第一項から第三項までの規定の例により同条第一項の厚生労働大臣の確認を受けなければならない。この場合において、当該特定高度技能研修機関の開設者は、当該確認を受けた旨を当該特定高度技能研修機関の指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(法第百二十条第二項において準用する法第百十七条第三項の規定による公示)

第一百七条 法第百二十条第二項において準用する法第百十七条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(確認の事務に係る委託)

第一百八条 法第百二十一条第二項の厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体とする。

(労働時間短縮計画の見直しのための検討)

第一百九条 法第百二十条第二項の厚生労働省令で定める期間は、一年とする。

(新設)

2 | 法第百二十二条第二項の規定により労働時間短縮計画(法第百十三条第二項に規定する労働時間短縮計画)をいう。以下この条において同じ。)を変更しようとする者は、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類に変更後の労働時間短縮計画を添えて、これらを当該特定

労務管理対象機関の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3 | 法第百二十二条第三項の規定により労働時間短縮計画の変更をする必要がないと認めた者は、その旨を記載した書類を当該特定労務管理対象機関の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(特定対象医師の要件)

第一百十条 法第百二十二条第一項の厚生労働省令で定める要件は、特定地域医療提供医師、連携型特定地域医療提供医師、技能向上集中研修医師又は特定高度技能研修医師であつて、一年について時間外・休日労働時間が九百六十時間を超えることが見込まれる者であることとする。

(法第百二十三条第一項の厚生労働省令で定める業務の開始)

第一百十一条 法第百二十三条第一項の厚生労働省令で定める業務の開始(第一百十三条、第一百十四条、第二項及び第一百十七条第一項において単に「業務の開始」という。)は、事前に予定された業務の開始とする。

(新設)

(法第百二十三条第一項本文の継続した休息時間の確保方法)

第一百十二条 法第二百二十三条第一項本文の厚生労働省令で定める時間は、技能向上集中研修機関である医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院において法百十九条第一項に規定する業務に従事する医師(同項第一号に定める医師であつて、特定対象医師(法第百二十三条第一項に規定する特定対象医師をいう。以下同じ。)である者に限る。以下「特定臨床研修医」という。)以外の特定対象医師については、次に掲げるいずれかの時間とする。

一 二十四時間

二 四十六時間

法第二百二十三条第一項本文の厚生労働省令で定める時間は、特定臨床研修医については、次に掲げるいずれかの時間とする。

一 二十四時間

二 四十八時間

第一百十三条 法第二百二十三条第一項の継続した休息時間は、特定臨床研修医以外の特定対象医師については、次に掲げるいずれかの方法により確保しなければならない。

一 業務の開始から前条第一項第一号に掲げる時間を経過するまでに、九時間の継続した休息時間を確保すること。

二 業務の開始から前条第一項第一号に掲げる時間を経過するまでに、十八時間の継続した休息時間を確保すること。(当該特定対象医師を宿日直勤務(特定宿日直勤務を除く。)に従事させる場合であつて、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。)

法第二百二十三条第一項の継続した休息時間は、特定臨床研修医については、次の各号に掲げるいずれかの方法により確保しなければならない。

一 業務の開始から前条第二項第一号に掲げる時間を経過するまでに、九時間の継続した休息時間を確保すること。

二 業務の開始から前条第二項第一号に掲げる時間を経過するまでに、二十四時間の継続した休息時間を確保すること。(やむを得ない理由により前号に掲げる方法により継続した休息時間に限る。)

第一百四十四条 法第二百二十三条第一項ただし書の厚生労働省令で定める時間は、二十四時間とする。

(新設)

第一百五十五条 特定臨床研修医以外の特定対象医師を継続してやむを得ず十五時間を超えることが予定された同一の業務に従事させる場合にあつては、当該特定対象医師について、第二百二十三条第一項の規定にかかるはず、当該業務に係る時間のうち十五時間を超える時間については、法第二百二十三条第二項の休息予定期間中に労働させた時間とみなし、同項の規定を適用する。

法第二百二十三条第一項の規定により特定臨床研修医を特定宿日直勤務に従事させる場合は、同条第三項の規定にかかるはず、当該特定臨床研修医が当該特定宿日直勤務に従事する時間は、休息予定期間(同条第二項に規定する休息予定期間をいう。以下同じ。)とみなして同条第二項の規定を適用する。

(新設)

(休息予定時間中に労働させることがやむを得ない理由)

第一百六十六条 法第二百二十三条第三項の厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、特定臨床研修医以外の特定対象医師については、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務が発生したこととする。

2 | 法第二百二十三条第二項の厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、特定臨床研修医については、臨床研修の機会を確保するために、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務（臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る。）が発生した場合に速やかに当該業務に従事できるよう休息予定時間中に特定臨床研修医を待機させる場合又は特定臨床研修医を特定宿日直勤務に従事させる場合であつて、当該休息予定時間中又は当該特定宿日直勤務中に当該業務が発生したこととする。

(休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間の確保)

第一百七十七条 法第二百二十三条第二項の休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間は、特定臨床研修医以外の特定対象医師については、当該休息予定時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に確保しなければならない。ただし、第一百五十五条第一項の規定により特定対象医師を継続してやむを得ず十五時間を超えることが予定された同一の業務に従事させる場合にあつては、当該業務の終了後次の業務の開始までの間に当該休息時間を確保するものとする。

2 | 法第二百二十三条第二項の休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間は、特定臨床研修医については、当該休息予定時間の終了後当該労働が発生した日の属する研修期間（診療科ごとの研修期間をいう。以下この項において同じ。）の末日又は当該労働が発生した日の属する月の翌月末日のいずれか早い日までの間に確保しなければならない。ただし、当該労働が発生した日の属する研修期間の末日が当該労働が発生した日の属する月の翌月末日前である場合であつて、やむを得ない理由により当該研修期間の末日までの間に当該休息時間を確保することが困難である場合には、当該休息予定時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に当該休息時間を確保するものとする。

(特定宿日直勤務中に労働させた場合の必要な休息時間の確保)

第一百八十八条 特定労務管理対象機関の管理者は、法第二百二十三条第三項の規定により、特定宿日直勤務中に労働させた特定対象医師に対し、必要な休息時間を確保する場合は、当該特定宿日直勤務後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう配慮しなければならない。

(継続した休息時間の確保に関する記録及び保存)

第一百十九条 特定労務管理対象機関の管理者は、特定対象医師に対する法第二百二十三条第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保に関する記録を作成し、これを五年間保存しておかなければならぬ。

2 | 特定労務管理対象機関の管理者は、前項の記録の作成を電磁的記録を使用して行う場合は、

当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

3 | 特定労務管理対象機関の管理者は、第一項の記録の保存を電磁的記録を使用して行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

(新設)

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

41 特定労務管理対象機関の管理者が、前項の電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

(指定の申請)

第一百二十条 法第一百三十条第一項の規定により医療機関勤務環境評価センター（同項に規定する医療機関勤務環境評価センターをいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 評価等業務（法第一百三十五条第一項に規定する評価等業務をいう。以下同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が第一百二十二条第一号、第五号及び第九号の要件を満たすことを誓約する書類

四・六 (略)

(指定の基準)

第一百二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第一百三十条第一項の指定を受けることができない。

一 (略)

二 法第一百四十五条第一項の規定により法第一百三十条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 役員のうちに第一号に該当する者又は法第一百四十五条第一項の規定により法第一百三十条第一項の指定を取り消された法人において、そのときにその役員であった者であつて、その取消しの日から二年を経過しない者がある者

第一百二十三条 厚生労働大臣は、法第一百三十条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一・十 (略)

(名称等の変更の届出)

第一百二十四条 法第一百二十二条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

(評価結果の公表)

第一百二十五条 都道府県知事は、法第一百三十四条第一項の規定により、法第一百三十二条の規定により通知された評価の結果の要旨について、当該評価の結果の通知を受けてからおおむね一年以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(指定の申請)

第六十一条 法第一百七条第一項の規定により医療機関勤務環境評価センター（同項に規定する医療機関勤務環境評価センターをいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 評価等業務（法第一百十二条第一項に規定する評価等業務をいう。以下同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が第六十三条第一号、第五号及び第九号の要件を満たすことを誓約する書類

四・六 (略)

(指定の基準)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第一百七条第一項の指定を受けることができない。

一 (略)

二 法第一百二十二条第一項の規定により法第一百七条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 役員のうちに第一号に該当する者又は法第一百二十二条第一項の規定により法第一百七条第一項の指定を取り消された法人において、その取消しのときにその役員であった者であつて、その取消しの日から二年を経過しない者がある者

第六十三条 厚生労働大臣は、法第一百七条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一・十 (略)

(名称等の変更の届出)

第六十四条 医療機関勤務環境評価センターは、法第一百七条第三項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(評価事項)

第六十五条 法第一百八条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

(評価結果の公表)

第六十六条 都道府県知事は、法第一百十一条第一項の規定により、法第一百九条の規定により通知された評価の結果の要旨について、当該評価の結果の通知を受けてからおおむね一年以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(業務規程の記載事項)

第一百二十六条 法第百三十五条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

五 法第百三十三条の手数料の額及び収納方法に関する事項

六・七 (略)

八 法第百四十二条第一項の評価等業務諮問委員会の委員の任免に関する事項

九・十 (略)

(業務規程の認可の申請)

第一百二十七条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十五条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十五条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(事業計画等)

第一百二十八条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十六条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに（法第百三十条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十六条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ、変更の内容及び理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第一百二十九条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十六条第二項の事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第一百三十条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十八条の規定により許可を受けようとするときは、その休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(医療機関勤務環境評価センターの業務の一部委託の承認の申請)

第一百三十二条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百四十条第一項の規定により評価等業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・四 (略)

(業務規程の記載事項)

第六十七条 法第百十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

五 法第百十条の手数料の額及び収納方法に関する事項

六・七 (略)

八 法第百十八条第一項の評価等業務諮問委員会の委員の任免に関する事項

九・十 (略)

(業務規程の認可の申請)

第六十八条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十二条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十二条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(事業計画等)

第六十九条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十三条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに（法第百七十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十三条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ、変更の内容及び理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第七十条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十三条规定第二項の事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第七十一条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十五の規定により許可を受けようとするときは、その休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(医療機関勤務環境評価センターの業務の一部委託の承認の申請)

第七十二条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十七条第一項の規定により評価等業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・四 (略)

(評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請)

第一百三十二条 医療機関勤務環境評価センターは、法第四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

(帳簿の保存)

第一百三十三条 医療機関勤務環境評価センターは、法第四十二条の規定により、法第三十一条第一項第一号の規定による評価の実施ごとに、次項に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。
2 法第四十二条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十一条第一項第一号の規定による評価の実施年月日
- 二 (略)

(介護保険法施行規則の一部改正)

第三条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

		附 則	改	正	後	
		(医療法施行規則の準用)				
		第八条の二 医療法施行規則第六十一条から第七十九条までの規定は、法附則第十条第一項において医療法第八条、第十条及び第十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
		医療法施行規則の規定 定中読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	
		第六十一条第三項	法第三百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第三百八条第二項	法第三百八条第一項	
		第六十二条	法第三百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第三百八条第六項	同条第六項	
		第六十三条	病院又は診療所に勤務する医師 (医療を受ける者に対する診療 を直接の目的とする業務を行わ ない者及び船員法(昭和二十二 年法律第百号)第一条第一項に 規定する船員である医師を除 く。)	介護老人保健施設又は介護医療院 に勤務する医師	介護保険法附則第十条第一項にお いて準用する法第三百八条第一項	

(評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請)

第七十三条 医療機関勤務環境評価センターは、法第八十条第三項の規定により評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

(帳簿の保存)

第七十四条 医療機関勤務環境評価センターは、法第八十条の規定により、法第八条第一項第一号の規定による評価の実施ごとに、次項に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。
2 法第八十九条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第八条第一項第一号の規定による評価の実施年月日
- 二 (略)

(傍線部分は改正部分)

					第六十三条
第六十六条	第六十五条	第六十四条			法第一百八条第一項
法第一百八条第二項ただし書	法第一百八条第一項	法第一百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第一百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第一百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第一百八条第一項
だし書	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第一百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第一百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第一百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第一百八条第一項	特定地域医療提供機関（法第百十三条第一項に規定する特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「特定地域医療提供医師」という。）、連携型特定地域医療提供機関（法第一百八条第一項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）から他の病院又は診療所に派遣される医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。第百十条において「連携型特定地域医療提供医師」という。）、技能向上集中研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「技能向上集中研修医師」という。）、及び特定高度技能研修機関（法第一百二十条第一項に規定する特定高度技能研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「特定高度技能研修医師」という。）以外の医師」という。）

第六十七条第一項	法第一百八条第三項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第三項
第六十七条第二項	法第百八条第三項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第三項
第六十八条	法第六十三条	二において準用する法第百八条第三項
第六十九条	法第一百八条第二項ただし書	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第三項
第七十条	法第一百八条第四項	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する法第百八条第三項
第七十一条	法第一百八条第五項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第四項
第七十二条	法第一百八条第六項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第五項
(見出しを含む)	法第一百八条第七項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第六項
第七十二条	法第一百八条第八項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第七項
同条第五項	法第一百八条第四項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第四項
第六十六条各号	法第一百八条名号	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条各号
第六十四条各号	法第一百八条第六項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第六項
第六十五条	法第一百八条第五項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第五項
第六十六条各号	法第一百八条第四項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条各号
第六十七条第一項	法第一百八条第三項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第三項
第六十八条	法第六十三条	二において準用する法第百八条第三項
第六十九条	法第一百八条第二項ただし書	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第二項ただし書
第七十条	法第一百八条第五項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第五項
第七十一条	法第一百八条第六項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第六項
第七十二条	法第一百八条第七項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第七項
(見出しを含む)	法第一百八条第八項	介護保険法附則第十一条第一項において準用する法第百八条第八項

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

附 則

改 正 後

附 則

改 正 前

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の概算納付金の算定に係る総報酬割概算負担率の算定方法)

第五条 法附則第十二条第二項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る同条第七項に規定する補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た数(附則第十一条第一号において「総報酬割概算負担率」という。)は、当該各年度における第九条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担見込額に当該各年度における第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第九条の四の規定により算定した第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の概算納付金の算定に係る補正後第一号被保険者一人当たり負担調整見込額の算定方法)

第五条の二 法附則第十二条第五項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者(同条第一項第一号に規定する概算負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象見込額(同条第四項に規定する負担調整対象見込額をいう。以下この条において同じ。)の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第一号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十一条第二号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額」という。)は、当該各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象見込額の総額を当該各年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第一号被保険者見込数の総数の算定方法)

第五条の三 法附則第十二条第五項及び第六項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数は、当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第一号被保険者見込数の総数とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第二号被保険者の見込数の算定方法)

第五条の四 法附則第十二条第五項及び第六項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数(次項において「補正後第二号被保険者見込数」という。)は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 (略)

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第一号被保険者見込数の算定方法)

第五条の三 法附則第十五条第五項及び第六項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数は、当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者見込数の総数とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第二号被保険者の見込数の算定方法)

第五条の四 法附則第十五条第五項及び第六項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数(次項において「補正後第二号被保険者見込数」という。)は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 (略)

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、口に掲げる割合を乗じて得た数
イ (略)

2 口 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

(略)

第六条 法附則第十二条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数は、第八条第一項の規定にかかわらず、当該各年度における全ての医療保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2・3 (略)

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の概算納付金の算定に係る補正後第一号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第七条 法附則第十二条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十五条第五号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。)は、当該各年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を当該各年度における附則第五条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法)

第八条 法附則第十三条第二項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る同条第七項に規定する補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数(附則第十六条において「総報酬割確定負担率」という。)は、当該各年度における第十二条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法)

第八条の二 法附則第十三条第五項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者(同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象額(同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。)の総額を当該各年度における全ての被用者保険等整対象額をいう。以下この条において同じ。)の総額を当該各年度における全ての被用者保険等

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、口に掲げる割合を乗じて得た数
イ (略)

2 口 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

(略)

第六条 法附則第十二条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数は、第八条第一項の規定にかかわらず、当該各年度における全ての医療保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2・3 (略)

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第一号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第七条 法附則第十二条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十五条第五号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。)は、当該各年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を当該各年度における附則第五条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法)

第八条 法附則第十二条第二項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る同条第七項に規定する補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数(附則第十六条において「総報酬割確定負担率」という。)は、当該各年度における第十二条の三の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に当該各年度における第十二条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第一号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法)

第八条の二 法附則第十二条第五項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者(同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象額(同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。)の総額を当該各年度における全ての被用者保険等整対象額をいう。以下この条において同じ。)の総額を当該各年度における全ての被用者保険等

保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条第七号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。)は、当該各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を当該各年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)

第八条の三 法附則第十三条第五項及び第六項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数は、当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)

第八条の四 法附則第十三条第五項及び第六項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 (略)

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、口に掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者(法附則第十二条第八項に規定する特定第二号被保険者をいう。附則第九条の九及び第十二条において同じ。)である者の数

□ 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第八条の五 法附則第十三条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十二条第八号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、当該各年度における法附則第十三条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を当該各年度における附則第八条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(令和元年度の概算納付金の算定に係る総報酬割合算負担率の算定方法)

第九条 法附則第十四条第二項に規定する令和元年度における被用者保険等保険者に係る法附則第十二条第七項に規定する補正前概算納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における

全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た額(附則第十二条の二第一号において「総報酬割合算負担率」という。)は、同年度における第九条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担見込額に同年度における第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者見込数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第四の規定により算定した第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条第七号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。)は、当該各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を当該各年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)

第八条の三 法附則第十二条第五項及び第六項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数は、当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)

第八条の四 法附則第十二条第五項及び第六項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 (略)

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、口に掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者(法附則第十二条第八項に規定する特定第二号被保険者をいう。附則第九条の九及び第十二条において同じ。)である者の数

□ 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第八条の五 法附則第十二条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十二条第八号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、当該各年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を当該各年度における附則第八条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成三十一年度の概算納付金の算定に係る総報酬割合算負担率の算定方法)

第九条 法附則第十三条第二項に規定する平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る法附則第十二条第七項に規定する補正前概算納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における

全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た額(附則第十二条の二第一号において「総報酬割合算負担率」という。)は、同年度における第九条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担見込額に同年度における第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者見込数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第四の規定により算定した第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(令和元年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額の算定期方法)

(平成三十一年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額の算定方法)

第九条の二 法附則第十四条第五項に規定する令和元年度における全ての概算負担調整基準超過保険者（同条第一項第一号に規定する概算負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る負担調整対象見込額（同条第四項に規定する負担調整対象見込額をいう。以下この条において同じ。）の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額（附則第十二条の二第二号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額」という。）は、同年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象見込額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

第九条の二 法附則第十三条第五項に規定する平成三十一年度における全ての概算負担調整基準超過保険者（同条第一項第一号に規定する概算負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る負担調整対象見込額（同条第四項に規定する負担調整対象見込額をいう。以下この条において同じ。）の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保險者見込数の総数で除して得た額（附則第十一条の二第二号において「補正後第二号被保險者一人当たり負担調整見込額」という。）は、同年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象見込額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保險者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

第九条の三 法附則第十四条第五項及び第六項に規定する令和元年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の見定により算定し、前項第一号被保険者見込入数の合計とする。

第九条の三 法附則第十三条第五項及び第六項に規定する平成三十一年度における全ての被用者
保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数は、同年度における全ての被用者保険
等保険者に係る次条の規定により算定したを補正後第二号被保険者見込入数の合計とする。

第九条の四 法附則第十四条第五項及び第六項に規定する令和元年度における被用者保険等保険

第九条の四 法附則第十三条第五項及び第六項に規定する平成三十一年度における被用者保険等

は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。
一 令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保險者の見込数から次号イに

いうのは、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

二、該被用者等に係る支拂いに掲げる割合を乘じて得た数

八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者の見込数その他の事情を勘案してあらかじめ厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数（その数が当該被用者保険等

二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者の見込数その他の事情を勘案してあらかじめ厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数（その数が当該被用者保

者保険等保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。」

被用者保険等保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。)

二 平成二十九年度の四月一日以降に新たに設立された被用者保険等保険者及び同日から令和元

二 法則附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合

号被保険者見込数は、前項の規定にかかわらず、その間ににおける当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を

第二号被保険者見込数は、前項の規定にかかるらず、その間における当該被用者保険等保険者に係る第一号被保険者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承

（令和元年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方
法）

(平成三十一年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額（附則第十一条の二第四号において

活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十一条の二第四号に

て「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。は、同年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を同年度における附九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(令和元年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法)

第九条の六 法附則第十五条第二項に規定する令和元年度における被用者保険等保険者に係る法附則第十三条第七項に規定する補正前確定納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数(附則第十一条の二第五号において「総報酬割確定負担率」という)は、同年度における第十一条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に同年度における第十一条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(令和元年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法)

第九条の七 法附則第十五条第五項に規定する令和元年度における全ての確定負担調整基準超過保険者(同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象額(同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。)の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条の二第六号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。)は、同年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(令和元年度の補正後第二号被保険者数の総数の算定方法)

第九条の八 法附則第十五条第五項及び第六項に規定する令和元年度における全ての被用者保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。

(令和元年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)

第九条の九 法附則第十五条第五項及び第六項に規定する令和元年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

- 一 令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る第一号被保険者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数
- 二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる割合を乗じて得た数

- イ 令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者である者の数

口 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

において「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。は、同年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を同年度における附則第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成三十一年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法)

第九条の六 法附則第十四条第二項に規定する平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る法附則第十二条第七項に規定する補正前確定納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数(附則第十一条の二第五号において「総報酬割確定負担率」という。)は、同年度における第十二条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に同年度における第十二条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(平成三十一年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法)

第九条の七 法附則第十四条第五項に規定する平成三十一年度における全ての確定負担調整基準超過保険者(同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象額(同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。)の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条の二第六号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。)は、同年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成三十一年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)

第九条の八 法附則第十四条第五項及び第六項に規定する平成三十一年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。

(平成元年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)

第九条の九 法附則第十四条第五項及び第六項に規定する平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

- 一 平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数
- 二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる割合を乗じて得た数

- イ 平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者である者の数

口 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

(令和元年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

(平成三十一年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第九条の十 令和元年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十二条の二第七号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、同年度における法附則第十三条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を同年度における附則第九条の八の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十条 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げることにより計算するものとする。

法附則第十二条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額	(略)
法附則第十二条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十二条第七項に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十三条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十三条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十四条第一項各号に規定する補正前確定納付金総額	
法附則第十三条第七項に規定する概算総報酬割納付金の額	
法附則第十四条第一項各号に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十五条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十五条第四項に規定する負担調整対象額	
法附則第十五条第七項に規定する補正前確定納付金総額	
法附則第十五条第七項に規定する補正前確定納付金総額	(略)

第十一条の二 厚生労働大臣は、令和元年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一〇七 (略)

(平成三十一年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第九条の十 平成三十一年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十二条の二第七号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、同年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を同年度における附則第九条の八の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十条 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げることにより計算するものとする。

法附則第十二条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十二条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十二条第七項に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十三条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十三条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十三条第七項に規定する補正前確定納付金総額	
法附則第十四条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十四条第四項に規定する負担調整対象額	
法附則第十四条第七項に規定する補正前確定納付金総額	
法附則第十四条第七項に規定する補正前確定納付金総額	(略)

第十一条の二 厚生労働大臣は、平成三十一年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一〇七 (略)

(社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正)
第五条 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令(令和元年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後		改	正	前	
（経理原則）				（経理原則）				（経理原則）
第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五条第一項（法附則第一条の三第二項）の規定により読み替える場合を含む。）に規定する医療機関等情報化補助業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。				第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五条第一項（法附則第一条の二第二項）の規定により読み替える場合を含む。）に規定する医療機関等情報化補助業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。				

第六条 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令（一部改正）
第六条 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令（令和元年厚生労働省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後		改	正	前	
（経理原則）				（経理原則）				（経理原則）
第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五条第一項（法附則第一条の三第二項）の規定により読み替える場合を含む。）に規定する医療機関等情報化補助業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。				第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五条第一項（法附則第一条の二第二項）の規定により読み替える場合を含む。）に規定する医療機関等情報化補助業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。				

第七条 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次の表のよう改正する。

	改	正	後		改	正	前	
（経理原則）				（経理原則）				（経理原則）
第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五条第一項（法附則第一条の三第二項）の規定により読み替える場合を含む。）に規定する医療機関等情報化補助業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。				第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五条第一項（法附則第一条の二第二項）の規定により読み替える場合を含む。）に規定する医療機関等情報化補助業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。				

第七条 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次の表のよう改正する。

第八条 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の厚生労働省令で定める時間は、一年に係る労働時間を延長して労働させ、及び休日に労働させる時間について九百六十時間とする。
2 病院又は診療所の管理者は、改正附則第四条第二項の規定により労働時間短縮計画（同条第一項に規定する労働時間短縮計画をいう。以下同じ。）の作成に当たって当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聽こうとするときは、第二条の規定による改正後の医療法施行規則（以下この項において「新規則」という。）第八十二条第一項第二号に掲げる事項（当該病院が医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院又は当該病院若しくは診療所が同法第十六条の十一第一項の研修を行う病院若しくは診療所である場合にあっては、新規則第九十六条第一項第二号に掲げる事項）を記載した労働時間短縮計画を示すことにより行わなければならない。

3 病院又は診療所の管理者は、改正法附則第四条第三項の規定により労働時間短縮計画を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（次項において単に「都道府県知事」という。）に提出しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 管理者の氏名

三 当該病院又は診療所の名称

四 当該病院又は診療所の所在の場所

4 病院又は診療所の管理者は、改正法附則第四条第五項の規定により変更後の労働時間短縮計画を都道府県知事に提出しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定、第六条の規定及び第八条の規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年二月一日）

二 第二条の規定及び次項の規定 令和四年四月一日

三 第七条の規定 令和五年四月一日

（技能研修計画の確認に係る準備行為）

厚生労働大臣は、この省令の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の医療法施行規則第一百一条第一項から第三項までの規定の例により、同条第一項の確認を行つことができる。